

電子機器による調査書の作成及びその取扱いについて

福島県教育委員会

1 電子機器による調査書の作成について

各小学校は、電子機器（パーソナルコンピュータ等）により調査書を作成し、志願者に交付することができるものとする。

ただし、その場合には、福島県教育委員会が作成し、福島県教育庁義務教育課のホームページ(<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/70056a>)に掲載する「令和7年度福島県立中学校入学志願に関する調査書」(Excel 文書、Word 文書)（以下、「電子文書様式」という。）をダウンロードして使用し、以下の留意事項に基づいて作成するものとする。

(1) 入力上の注意

- 電子文書様式のページ設定（文字数と行数、余白、用紙サイズ等）を変更しない。
- 各欄の大きさや行数を変更しない。
- 各欄の項目名など電子文書様式に記入してある文字については変更しない。
- 各欄に入力する文字ポイントは全角8～11ポイントとする。数字については半角も可とする。

(2) 出力上の注意

- A4判用紙に印刷する。
- 紙質は44.5kg程度の上質紙とする。（一般のコピー用紙程度）

(3) その他

電子文書様式の各欄の記載内容については、県立中学校入学者選抜実施要綱及び同説明会において説明する「調査書記入上の注意」に従って記入する。

2 電子機器により作成された調査書の受理について

県立中学校は、電子機器により作成された調査書についても受理するものとする。

ただし、県立中学校は、提出された調査書が上記の電子文書様式に適合したものであるかどうかを確認し、様式の変更等があるものについては、県立中学校長の判断で再提出を求められることができるものとする。

なお、出力機器の違いにより微差が生じたものについては、やむを得ないものとする。

3 外部記憶媒体の保管・管理について

各小学校は、電子文書の調査書が保存されたUSBメモリ等の外部記憶媒体の取扱いについて、個人情報に係る機密保持に遺漏がないよう、その保管・管理に十分に配慮するものとする。

4 その他

電子文書様式を使用した調査書の取扱いについて疑義が生じた場合には、各小学校長及び県立中学校長は、県教育委員会と協議するものとする。